

は、これ以上遅らせることなく効果的な手段を用いることにより、これらの危険と不利益に対処するのが国家の責任であるという意見をもっている。

母親手当に対するかの女の提案は、8つの点に要約される。それらの最も重要な部分は次の通りである。

— 母親手当は母親が家庭から外に出て雇用に就いていないことを条件とし、子供の3回目の誕生日まで支払われるべきである。

— 母親手当の支給額は従来の純収入、もしくは母親のうけた教育や訓練の水準にもとづいて決定されるべきである。

— 母親手当の支給はある所得制限と関連づけられるべきである。

— 連邦政府によって調達される支出をカバーするには、被扶養の子供をもっていない夫婦の場合に、婚姻した夫婦に対する租税の「分割」を除くべきである。

討論を必要とするこれらの提案から生れる諸問題は、次のように要約される。

まず、所得制限とリンクされる母親手当の制限は、母親でありながら就労する若い女性の労働が、経済的に承認されるべきだという平等に正当な根拠を与えられた考え方で、いかにして調和させられるかという問題がある。

他の問題は夫と妻の間における労働の分担と関連して生ずる。恐らく、子供を世話したり、また育てることはある程度父親と母親の間で分けられるし、その結果、それぞれの収入に重要性をもつのであろう。

さらに重要な問題が、母親手当の財源調達に関連して姿を現わす。租税による児童への手当に支給資格を取得できない夫婦に、租税「分割」を除く提案が、憲

法にもとづく批判に耐え得るかどうかは疑問である。

その外に、討論を必要とする多数の問題がある。

結論では、母親手当の概念ができるだけ早く実現されるべきである。この概念はすでに最近児童福祉事務所のサークルで取上げられてきた。

Ein Muttergeld-Konzept und seine Problematik, Zeitschrift für Sozialreform, 17th Year, No. 5, 1971, pp. 268-280:
No. 132, '72 / 73.

新らしい家族手当の構想

Mrmand Steels

(ベルギー)

本稿には、幼稚園、託児所および同様な施設のように、集団的な社会施設の設置により、現金で家族手当を支給する制度を補足する必要性が論述されている。また、これに関連する対策として、ベルギーおよびEC諸国のうち、大部分の国々において採用されてきた色いろな手段の再検討が示されている。

ベルギーでは、家族手当は1915年に採用され、1915年と1929年の間には、その制度は私的な管理・運営が行なわれていた。この時期に、幾つかの法案が国会に提出され、それらの法案は全被用者に家族手当を支払う制度を設けさせた1930年8月4日の法律を通過させた。1970年以後、その制度は年間約300億フランを支払っている。

しかし、制度の管理者がもっている関心は、近代的な生活の環境に従来よりもより一層よく家族給付を適応させることであり、しかも、とくに、児童に調和のとれた心理的な成長をさせる集団的な社会的サービスを促進することによって、家族給付を適応させることに関心がある。この関心事はECの加盟国を含むある国々で現在実施されている制度の管理者に共通のもので、また、一般的にいえば、その関心事は子供の世話と養育によって生ずる諸問題が、家族手当の支給率をより多くするよりも、より適切な手段に対する探求を正当化するという観点にたつものである。これに関連して、大部分のEC諸国、アメリカ合衆国およびカナダでは、各種の法律的なまたその他の手段が採用されてきたし、そのようなサービスは全国レベルによりまたは地方レベルの公的な機関、あるいは、私的な組織が企業により、また最後の例としては、社会保障の管理機関によるかのいずれかによって提供されるということができる。

現在、少なくともベルギーにおいては家族手当制度はなんらの問題も生じていないので、したがって、全国被用者家族手当事務所は幼稚園と託児所の設立に対して、財政的に寄与することができる。

従来、雇用されている大多数の婦人達は、未婚もしくは独立した人びとであったが、しかし、現在では、家庭の外に出て働く既婚婦人の数が絶えず増加しているため、心理的および経済的な両面において、子供の世話にかんする諸問題は早急な解決を求めており、しかも、勤労婦人が経済と生産性の理由から子供の人数を制限すべきであるというのは望ましくないため、より一層解決が急がれるべきである。

1967年に、2カ所の都市地域と1カ所の農村地域でLiège大学の社会学研究所によって実施され、かつ大学卒業の学位をもつ女子、ソシアル・ワーカー、看護婦もしくは教師に限定された調査は、設立を必要とする「理想的な」幼稚園も

しくは託児所が十分な設備を用意され、有能かつ良心的なしっかりした職員をもち、また働く場所に設置されているべきであるということを示した。面接された人びとも、夕方遅くまた朝早く幼児学校や小学校に昼間の子供部屋を作って欲しいと考えていた。子供のレジャーについて、かれらは水曜日と土曜日の学校の休日に対し、よく計画された若い人びとのセンターを欲しがっているようである。最後に、ある人びとは予期せざる休日の折に病気の子供、もしくは健康な子供を受け容れる「緊急センター」の創設を希望していると述べている。

さらに、Free University of Brussel の Guy Spitaels により、1967年に実施された調査によれば、使用者団体と労働組合団体の間では、面接された人びとの66.7%が直ちに幼稚園を設けて欲しいと述べ、13.3%がかなり遠い将来にそれらの施設を設けると希望しているが、これらに対して、20%は家族手当の増額を選んでいる。

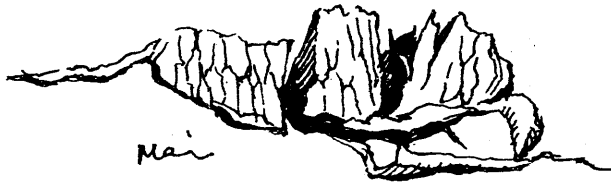
筆者は集団的な社会的施設の点で現存する資源を要約し、またそれらの施設がいかに機能し、いかに監督され、さらに、子供の収容にどのような条件があるかを示す表を作り上げている。

最後に、筆者は1960年7月19日付のRoyal Decree によって承認が行なわれた家族援助サービスについて長々と強調し、また、他の色いろな事柄の中でも、被用者の家族に対する設備とサービスの財源を調達するために、集団施設・サービス基金をベルギー全国被用者家族手当事務所に創設することを規定する法案の採用に言及している。その基金は上述した全国被用者家族手当事務所の運営委員会により管理されることになるだろう。

Perspectives de nouvelles prestations familiales, Revue
Belge de sécurité sociale, November-December 1972,
 PP. 1391 - 1451; No. 136, '72 / 73.

(以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee — 1967年10月 — による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した)。

(平石長久 社会保障研究所)



出が私的部門をかなり上まわっている。ちなみに、研究や建設などの支出では、公的部門は私的部門とほぼ同一金額の支出規模になっているが、分類別の構成は前者の比率は後者の約2倍になっていた。なお、私的部門の支出は医療を利用した人びとが約92%を賄っていたことになり、公的部門の支出は連邦政府が約68%を負担し、残りを州と自治体が調達していた。もっとも、私的部門では、政府の公的保健サービスやその他の保健サービスに対する活動、および研究や建設などに、利用者はなんら財源を直接的に負担していない。

ところで、1960年度の中頃から、保健支出は急速に増大しており、1965年以後の9年間では、平均11%で毎年増大を続け、前述したように、1974年には1,000億ドルの線を超えてしまった。これらの増大には、色いろな要因が考えられるが、正確にどの部分で増大が生じたという特定の部分を指摘するのは困難で、各種の要因がからみ合っている。インフレーションによる費用の増大は、疑う余地もないところであるが、しかし、費用の増大について、純粋にインフレーションによる部分だけを切離して指摘するのは、きわめて困難である。設備や薬剤などの分野における技術的な進歩とか、医療処置の改善も費用の増大を招いている。また、これら以外に、人口の増加や、需要と供給の双方による変化によって生じた1人当りの利用増加も、費用を増大させている。

Nancy L. Worthington, National Health Expenditures,
 1929 - 74, Social Security Bulletin, Vol. 38, No. 2,
 Feb. 1975, pp. 3 - 20.

(平石長久 社会保障研究所)